

「東京湾モニタリング研究会」の設置について

○ 設置趣旨

東京湾における定期的・長期的・永続的な調査としては、環境の監視や施策効果の評価などを目的として、水質汚濁防止法に基づき昭和 47 年度より、沿岸の都県市により、鉛、カドミウム等の健康の保護に関する環境基準事項及びCOD、DO等の生活環境の保全に関する環境基準項目において実施されている。しかし、平成 17 年度三位一体補助金改革により、地方公共団体の水質常時監視に対する国の補助制度が廃止され、地方公共団体に税源移譲されることとなった。しかし、地方公共団体の財源不足等により、地点数、検体数が減少しており、適正なモニタリングの実施の確保が危うい状況にある。

一方、東京湾では法的モニタリング以外にも、環境省が昭和 54 年から広域総合水調査を 28 地点、年 4 回、関東地方整備局が昭和 52 年からCOD、DO等のモニタリングを 5 地点、月 1 回、海上保安庁が昭和 47 年度からCOD、油分等のモニタリングを 5 地点、年 1 回、平成 14 年度から常時のモニタリングを 1 地点で実施しているほか、沿岸の都県市が底質の性状等のモニタリング、底生生成物調査や赤潮・青潮の発生状況の調査等を行っており、実施地点、頻度、モニタリング項目については、各実施機関が独自に決定し、実施している。

このような中、東京湾のモニタリングの取組については、平成 15 年 3 月に東京湾再生推進会議が策定した「東京湾再生のための行動計画」では、①モニタリングの充実、②モニタリングデータの共有化及び発信、③市民参加型のモニタリング活動を取組の方向性として位置づけており、平成 19 年 3 月に実施した同行動計画の中間評価においては、「関係機関が連携・協働した効率的かつ効果的なモニタリング体制の検討」、「連続観測ポイント（モニタリングポスト）の増設」、「観測データの早期公開」、「WEBサイトにおけるデータ蓄積及び内容の充実」などを今後の取組としてとりまとめたところである。

上記、今後の取組の各事項等に対し、早急に実施でき、かつ効果のある取組の方向性及び取組の具体的実施方策について専門的立場から検討するため、モニタリング分科会に東京湾モニタリング研究会を設置した。

東京湾モニタリング研究会委員名簿

座長	灘岡 和夫	東京工業大学大学院 情報理工学研究科 教授
委員	安藤 晴夫	財団法人東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所 研究員
	石丸 隆	東京海洋大学 海洋科学部 海洋環境学科 教授
	磯部 雅彦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
	大畑 聡	千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所 研究員
	木幡 邦男	独立行政法人国立環境研究所 水圏環境研究領域 領域長
	中村 由行	独立行政法人港湾空港技術研究所 海洋水工部 沿岸環境領域長
	古川 恵太	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋研究部 海洋環境研究室長
	風呂田利夫	東邦大学 理学部・大学院 理学研究科 教授
	山田 佳昭	神奈川県水産技術センター 資源環境部 主任研究員
	事務局	海上保安庁海洋情報部環境調査課
	国土交通省関東地方整備局港湾空港部沿岸域管理官室	
	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	

東京湾モニタリング研究会による政策助言の概要（案）

